痴漢行為を行った検察官に対して下された処分の妥当性等に関する再質問主意書

出者鈴木宗男

提

痴漢行為を行った検察官に対して下された処分の妥当性等に関する再質問主意書

が、 度や当該行為後の対応等も含め諸般の事情を総合的に考慮の上、適正に行ったものと認識している。」との れたことが社会通念上妥当であるかと問うたところ、 察庁として停職一か月という軽微な処分が下されたこと、 二十八日、 行為を行ったとして、警視庁板橋署により東京都迷惑防止条例違反(痴漢) ○検事が、 「御指摘の○○○○検事に対する処分は、 本年五月十四日、 同検事 さいたま地検は法務省が同日付で○○検事を停職一か月の懲戒処分にしたことを明らかにした 痴漢行為という人間としての品格を疑わざるを得ない卑劣極まりない行為をしておきながら、 は同日、 さいたま地方検察庁刑事部の○○○検事が、 辞職願を提出、 受理されたと承知する。 行為の原因、 「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四八〇号)では 動機、 またその後自主退職した同検事に退職金が支払わ 前回質問主意書で、 態様、 JR埼京線の電車内で女性に対して痴漢 結果、 容疑で現行犯逮捕された。 影響等のほか、 法の番人たる職責を担う○ 日ごろの勤務態 同 検 月

○○検事が痴漢行為を行った原因、 動機は何であったか説明されたい。

答弁がなされている。右を踏まえ、再質問する。

○○検事はどの様な状況の下、どの様な痴漢行為を行ったのか説明されたい。

 \equiv 今次、○○検事が痴漢行為を行ったことは、どの様な社会的影響を及ぼしたか。 政府の見解如何。

兀 ○○検事の日ごろの勤務態度は、どの様なものであったか説明されたい。

Ŧi. 痴漢行為を行った後、被害者への謝罪や補償等、○○検事はどの様な事後的対応をとったのか説明され

たい。

六 一から五で挙げた諸般の事情は、○○検事への処分内容が決められる際にどの様に反映されたのか説明

されたい。

右質問する。

(注) ホームページの掲載に際し、プライバシー保護のため、個人名を伏せている箇所があります。